

# 大平町

# 地域協議会だより

2013年1月 第24号



栃木市大平町  
区長 堤 正美



明けましておめでとうございます。大平地域の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、五年と定められた地域自治区制度の折り返しの年である昨年は、試行錯誤を重ねた二年間を踏まえながら、地域のまちづくりを推進するための活動に取り組んでまいりました。

地域協議会では、自主的に調査研究を行う組織として新たに研究会を立ち上げ、地域の声を市政に反映させるべく、自治会や



大平町地域協議会  
会長 柴田 保男



明けましておめでとうございます。今年もどうぞよろしく  
お願いいたします。

昨年末国政において、三年前には想像すらできなかった政  
権交代という歴史の変革が起こりました。大被災後の復興は  
遅々として進まず、国民の生活基盤は次第に弱体化している  
と見られています。

さて、栃木市自治区制度三年間が終わろうとしております。私  
たち大平町地域協議会は、一年二年経験を積み上げながら、委員一  
同新たな役目を果たすため努めてまいりました。

昨年は、柔軟に情報活動ができるように、協議会の中に全員参

商工会、小中学校等との懇談を重ね、地域の課題把握に努めるとともに、その解消に向けて市長へ意見書を提出しました。

また、各地域協議会委員が一堂に会する地域自治交流会を開催し、地域資源の活用に関して意見交換を行い、地域間の交流と各地域が抱える課題を共有することが出来ました。

栃木市は、来年には岩舟町が加わり、県内で三番目に人口が多い市になります。地域資源を活かしたまちづくりに向け、少しずつ歩み出さざるを得ませんが、地域の声が届かなくなると皆様にご指摘をいただかないよう、今後も各種団体や他の地域と連携しながら、より一層きめ細やかなまちづくりを推進してまいりますので、更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして、希望に満ちた、飛躍の年になりますことをお祈り申し上げ、年頭の挨拶といたします。

加の研究会を創り行動してみました。三地区に分けて各自治会長との意見交換会を開き、すべての小・中学校、商工会、総合支所課長との情報・意見交換会などを重ねております。また、委員は各種イベントや会議にも参加するよう努めました。それらをもとに市長への意見具申もいたしました。ようやく今後残された二年間の、一つのレールが見えたと思います。

現在、合併特例法の中で設けられた期間五か年の自治区制度を、その後どうするかについて検討しています。

日々厳しさを増す日本社会の実相は『不安社会』だといわれております。『よりよい社会へ』を目指しつつも、むしろ次第に遠のいてしまう現状を直視しながら、私たちの地域の後退を食い止め、未来あるものへと繋いでいけるよう手を取り合っていきたいものです。

新しい年が大平地域の良き歩みの年となりますよう、重ねて皆さまのご健康ご発展をご祈念申し上げます、年頭の挨拶といたします。

# 第8回(11月20日) 大平町地域協議会

## 《意見聴取事項》

### 栃木市教育計画(案)について

#### 【教育委員会教育総務課】

今後10年間の  
本市教育行政が  
目指す基本的な  
方向性と5年間の  
施策を明らかにす  
るため策定します。



#### ●計画(案)の概要

##### 【第1章】教育を取り巻く

##### 環境の現状と課題

#### ◇現状

- ① 少子高齢化の進行
- ② 進展するグローバル化と情報化
- ③ 地域社会の変容
- ④ 子どもたちの状況
- ⑤ 教育に対する市民意識

#### ◇課題

- ① グローバル化、情報化の進展等に主体的に対応できる能力の育成及びそのための学習機会の充実を図ること。
- ② 市民の価値観やライフスタイルの多様性を尊重しながら、住民が柔軟に地域の活動に参加し、協力しあえるコミュニティづく

りを推進すること。

- ③ 学校、家庭、地域が一緒になって、社会全体で子どもたちの健全育成に努めること。

#### 【第2章】計画の基本理念

『だれもが生きがいをもって  
生き生きと学び続ける栃木市で、  
市民が互いに絆を結び、  
未来を拓く「生きる力」をもった  
子供たちを育て、  
ふるさとを誇れる人づくり・まち  
づくりを推進します。』

#### 【第3章】教育の目標

◇ 人生の礎・生きる力を育む学校  
教育を推進します。

◇ 生き生きと学び、人づくり・ま  
ちづくりに参画する生涯学習を  
推進します。

◇ 地域の一体感と活力を醸成する  
生涯スポーツを推進します。

◇ ふるさとへの愛着と誇りを育み、  
歴史文化のまちづくりを推進し  
ます。

#### 【第4章】施策の展開(抜粋)

- ① 学校教育の充実
  - ・ ふるさと学習の推進
  - ・ 児童・生徒指導の充実
- ・ 開かれた特色ある学校づくりの  
推進
- ・ 幼・保・小・中・高の連携・交  
流の充実

#### ② 生涯学習の充実

- ・ 生涯学習ネットワークの構築
- ・ 市民の学習機会の充実

#### ③ スポーツの推進

- ・ スポーツ団体の育成・支援
- ・ スポーツ交流の推進

#### ④ 文化の振興

- ・ 文化団体等の育成・支援
- ・ 郷土芸能等の継承支援

#### ●策定スケジュール

- ◇ 11月20日～12月21日までパブ  
リックコメントを実施。
- ◇ 平成25年3月を目途に策定。

#### 地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する。



### 栃木市をきれいで住みよいまち にする条例の制定について

#### 【生活環境部環境課】

環境美化意識の向上を図り、きれ  
いで住みやすいまちづくりを推進す  
るため策定します。

#### ●条例案の構成

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 総合的推進
- 第4条 市民等の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 所有者等の責務
- 第7条 市の責務
- 第8条 遵守事項
- 第9条 飼い犬等の所有者・飼養管  
理者の遵守事項
- 第10条 環境美化重点期間の設定
- 第11条 環境美化重点地区の指定
- 第12条 地域クリーン推進員
- 第13条 立入調査
- 第14条 指導、勧告及び命令
- 第15条 公表
- 第16条 罰則
- 第17条 両罰規定
- 第18条 代執行
- 第19条 関係法令の活用等
- 第20条 行政手続に関する特例
- 第21条 委任

#### ●施行期日

◇ 平成25年4月1日

ただし、第16条及び第17条の規  
定は、同年7月1日から施行し、同  
日以後に行われた行為に係るもの  
から適用します。

#### ●経過措置

◇ 施行期日以前に、合併前市町の旧  
条例に基づいて行われた手続につ  
いては、この条例で引き継ぎます。

地域協議会としての意見

原案のとおり、了承する。

なお、この条例を形骸化させずに、正式な手続きに沿って、的確に運用していただくよう要望する。



《報告事項等》

大平南小学校校舎整備基本計画  
について  
〔大平教育支所〕

改築に伴い、大平南小学校の教育を進める上で必要な施設機能を確認するために策定します。

●施設整備方針の

基本コンセプトと概要

- ①学習内容や情報化社会の変化に柔軟に対応できる施設整備
  - ・社会の変化に長期にわたり対応できるような柔軟な計画。
  - ・多様な学習形態、弾力的な集団編成、学習教材の配置等を可能とする多目的スペース。
- ②維持管理コストの低減及び維持管理のしやすさに対応できる施設設備。
  - ・ランニングコストが安く、長期使用に耐えうる施設。
  - ・修繕や補修ができるだけ少なく、かつ費用がかからない施設。

《地域協議会の付帯意見  
に対する市の回答》

協議会からの意見に対し、担当課から次のとおり回答がありました。

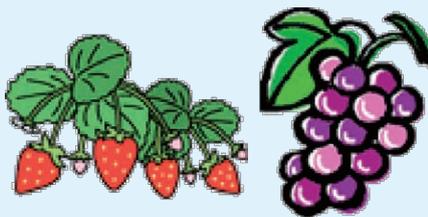
栃木市ブランド推進事業について

◎地域協議会

『栃木市ブランドを推進するにあたっては、消費者の視点を十分に取入れることを要望する』

●産業振興部商工観光課

『消費者の視点をより一層重視するために、消費者団体の方を委員に入れるなど検討してまいります』



- ・自然採光や十分な通風を確保し、快適で省エネにも役立つ施設。
- ③環境との共生及び地域との景観に配慮した学校施設
  - ・係わる人すべてに優しい施設。
  - ・太陽光発電の設置等、省エネに配慮した施設。
  - ・環境学習の場としての施設整備。
- ④木のぬくもりを活かした学校施設
  - ・木材を利用したぬくもり、香り、肌触り、優しさ等、木の特性を最大限に活かした居心地の良い雰囲気のある施設。
- ⑤地域開放型の学校施設
  - ・地域住民の交流の場・生涯学習の場として、年齢を問わず、だれもが学べる施設。
  - ・PTAや学校支援ボランティアなどの地域の交流スペースを確保し、

- 地域の風が行き交う学校施設。
  - ⑥防災拠点として対応できる施設整備
    - ・地域の防災拠点としての施設。
- 施設概要
- ◇構造及び規模
    - ・階数 3階
    - ・延べ床面積 約4,500㎡
  - ◇必要諸室
    - ・教室 普通教室 12室
    - ・特別支援学級室 2室
    - ・特別教室 児童会室、音楽室、家庭科室、理科室、図工室、パソコン室、図書室、外国語教室等
    - ・管理諸室 校長室、職員室、作業室、



- ・会議室、保健室、放送室、印刷室、教材室、職員更衣室等
- ・東校舎に入れる特別教室
- ・児童保育室、地域交流室、多目的室、PTA室、ボランティアルーム

●実施計画スケジュール

- ◇平成24年度 基本計画策定、基本設計業務
- ◇平成25年度 実施設計業務、解体設計、測量、リース設計、仮設校舎建築
- ◇平成26・27年度 校舎改築工事、既存校舎解体工事、仮設校舎解体
- ◇平成28年度 外構工事、校庭整備工事



◆お詫びと訂正

大平町地域協議会だより第23号4ページ斎場再整備事業の「策定スケジュール」について、「平成25年度」とありましたが、「平成25年度〜平成29年度」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

# 第9回(12月20日) 大平町地域協議会

## 《意見徴収事項》

### 保育所整備基本計画(案)について

#### 「保健福祉部社会福祉課」

保育を取り巻く課題や社会環境の変化に迅速かつ的確に対応し、着実な保育所整備を進めるため策定します。

#### ●保育の状況

◇施設数 22か所(公立+私立)

◇築30年以上の公立保育園数 栃木(4か所)・大平(2か所)

藤岡(4か所)

◇特別支援保育の状況(23年度) 公立(23人)・私立(0人)

◇入所者の状況(23年度)

・入所者数 1,856人

・定員 1,725人

・入所率 107.6%

#### ●課題の整理

①新市として、地域バランスや地域特性を踏まえた整備。

②保育ニーズの多様化への的確な対応。

③老朽化に伴う建物の耐震性に関する検討。

④公と民のそれぞれの特徴を生かした役割分担を行い、保育環境整備を進めること。

#### ●保育所整備の基本的な考え方

①子供の安全性の確保、地域間のバランスを最優先に、老朽化している公立保育所の統廃合を実施します。

②意欲と保育の質を確保できる民間活力を導入します。

③多様化する市民ニーズへ対応するため、保育士の配置や勤務条件等、ハード整備と併せたソフト整備も進めます。

#### ●保育所整備方針・整備計画

◇目標量の設定

・定員を195人増やし、1,920人に設定します。

・今後整備する保育所の定員は、110人程度にしていく予定。

◇大平東保育園とぬまわだ保育園の統合(大平地域関連)

・栃木駅南部地域において統合し、医療との連携を特徴とした保育所として民営化します。

・0歳児保育、病児・病後児保育を行います。

・平成27年4月1日の開設が目標。

◇計画の期間

平成24年度～平成28年度まで

#### 地域協議会としての意見

下記の事項に留意することを前提に、了承とする。

①大平南第2保育園の整備について

は、「将来的に統合を検討」となっているが、建築後35年が経過していること、定員が少ないこと、永野川増水時には避難する必要があることなどを勘案し、近距離にある大平南第1保育園との統合も含めて、早急に整備計画を立てること。

②施設の設置場所や統合に関しては、保育園単独で考えるのではなく、幼稚園・小学校等との連携について検討するとともに、施設利用者や地域住民の意見を聞くなど総合的に考えること。

③合併以前においては、大平町保育所整備推進懇話会からの答申(平成15年3月31日付)に基づき施設整備を検討してきた経緯があり、合併により状況は変わったものの、基本的な考え方や方向性等については十分に尊重し、参考とすること。

なお、整備計画(案)9ページの「反対意見も多くありました。」の記述は、誤解を招くことが懸念されることから、当答申の記述通り「賛否両論」に改めること。

#### 【付帯意見】

ぬまわだ・大平東の統合保育園については、円滑な統合を進めるため、病児・病後児保育を前面に打ち出したモデル事業とすることを提案する。

### 今後の地域協議会の予定

◆第11回大平町地域協議会

2月19日(火)午後1時30分～

◆第12回大平町地域協議会

3月21日(木)午後1時30分～

【場所】大平総合支所 別館大会議室

※会議は傍聴できますので、ご希望の方は、開始時間までに会場へお越しください。

#### 地域の皆さんのご意見をお寄せください

大平地域のことについて、ご意見等がありましたら、左記の電話やFAX、メール等でお寄せください(様式不問)。

ご意見等の内容によって、地域協議会で検討いたします。

大平町地域協議会だより  
— 第24号 —  
平成25年1月18日発行  
発行 大平町地域協議会研究会  
〒329-4492 栃木市大平町富田558番地  
大平総合支所地域まちづくり課  
(電話)0282-43-9205  
(FAX)0282-43-8818  
(E-mail)o-chiiki@city.tochigi.lg.jp